

大崎市水道事業

包括業務委託実施に関する基本方針

大 崎 市 上 下 水 道 部

令和8年4月

1 業務概要

(1) 業務名

大崎市水道事業包括業務

(2) 業務の目的

本市では、これまで「水道料金等徴収業務」、「水道施設運転管理業務」、「給水サービス関連業務」の業務を、それぞれ業務委託していたが、平成28年度より、これらの業務を包括的に委託することで、類似業務の集約や関連業務の連携による委託費の節減、また、窓口を一本化することによる市民の利便性向上とサービスの充実など、業務を効率的に実施し、事業運営の基盤充実を図ることを目的に、包括業務委託を開始し、令和8年3月には、包括業務委託は通算で10年を経過している。

令和2年度に水道事業と下水道事業が統合し「上下水道部」としたことから、令和4年度の第2期から、統合メリットを活かし、下水道事業の排水設備に係る業務を包括業務に組み入れて実施している。

昨今の加速する人口減少社会に加えて、人件費や材料費などの諸物価の高騰など大変厳しい経営状況から、令和9年度からの第3期では、DX化などを活用することで働き方改革や経費削減に努め、より一層のサービス向上を図るとともに、継続して安心、安全な水道水の安定供給と事業運営の充実を図ることを目的に実施する。

(3) 業務内容

ア 水道施設運転管理業務(水道法第24条の3に基づく第三者委託)

- ①監視及び運転管理業務
- ②保守業務
- ③維持修繕業務
- ④物品調達業務
- ⑤その他上記に付随する業務

イ 水道料金収納等業務

- ①受付業務
- ②給水開始・休止業務
- ③検針業務
- ④調定及び更正業務
- ⑤収納業務
- ⑥滞納整理業務(給水停止及び解除業務含む)
- ⑦電子計算処理業務(上記①～⑥の業務の他、必要な業務処理及びデータ管理)
- ⑧その他上記に付随する業務

ウ 給水装置等関連業務(水道法第24条の3に基づく第三者委託)

- ①給水装置工事受付・審査・検査業務

- ②メーター定期交換業務
- ③止水栓等修繕業務
- ④道路占用許可申請・審査業務
- ⑤図面交付業務
- ⑥漏水修繕等管路管理業務（修繕管理・待機業務）
- ⑦管路施設等漏水調査業務
- ⑧排水設備関係業務（受付・竣工確認・水洗化普及促進業務）
- ⑨その他上記に付随する業務

（４）業務委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで

なお、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までは引き継ぎ等の準備期間とし、当該期間に関する経費は受託者の負担とする。

2 契約方法等

（１）契約方法(方式)

随意契約(公募型プロポーザル方式)

（２）採用理由

包括業務の受託者は、水道事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、水道事業を滞ることなく継続するため、高度な技術や専門性、豊かな経験等民間事業者の持つノウハウと併せ、官民の適切な役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成が重要である。そのため、受託事業者の選定に当たっては、業務に対する意欲は当然のこと、効率性や創造性なども含めた、幅広い分野での総合的な判断が必要である。

また、最善の効果を得るためには競争性を担保する必要があるが、委託が広範囲となっているため、事業者が参加し易いこれまでの発注形態を維持し、3つの業務に分け受託者を募集、優先交渉権者を選定することとし、各々の優先交渉権者が参画する特別目的会社又は共同企業体（Special Purpose Company, 以下「SPC等」という。）と、市が契約締結することが最良である。

このことにより、競争入札に適せず、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号により随意契約(公募型プロポーザル方式)により事業者を選定するものである。

（３）契約手続き

市は、「水道施設運転管理業務」、「水道料金収納等業務」、「給水装置等関連業務」の業務を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により各々募集し、優先交渉権者を選定する。各々の優先交渉権者は協議の上、SPC等の企業体を結成する。市は、SPC等と事業運営の協議を行い、業務委託契約を締結する。

3 参加資格

- (1) 次のアからケまでのいずれにも該当しないものであること。なお、資格要件確認のため、関係機関に照会する場合がある。
- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持管理運営に協力し、又は関与している法人または個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等
- (2) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。なお、詳細は各々の業務実施(募集)要領において公表する。
- ア 令和8年度大崎市入札参加者名簿に登録されている者で、当該業種に登録がある者であること。
 - イ 各々の業務に係る公告日から優先交渉権者決定までの期間において、大崎市競争入札参加登録事業者等指名停止要領(平成18年3月大崎市告示第23号)に基づく指名停止を受けていないこと。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない事業者であること。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き中の者でないこと。
- (3) グループで参加する場合は、グループを構成する企業(以下「構成員」という。)の前記参加資格の他、次の条件に留意すること。
- ア 構成員の数は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担うこと。また、グループ構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が参加の申請から契約締結の協議まで、当該募集業務の一切の手続きを行う。
 - イ グループは、参加表明書及び参加資格確認書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々の携わる業務を明らかにすること。

ウ 参加者である構成員は、当該募集業務について、単独での応募または他のグループの構成員になることはできない。

4 募集内容

(1) 募集方法

大崎市上下水道部前の掲示場にて公告し、市公式ウェブサイト及び大崎市上下水道部1階閲覧所で公表する。

(2) 申込方法等

各々の業務実施(募集)要領において公表する。

5 事業者選定スケジュール

(1) スケジュール

各々の業務実施(募集)要領において公表することになるが、概ね下記のスケジュールとする。

令和8年 6月中旬 ～7月上旬	募 集 公 告	業務実施(募集)要領等の公表
令和8年 6月下旬 ～7月上旬	実 施 要 領 等 質 問 受 付 期 限	
令和8年 6月下旬 ～7月中旬	参 加 表 明 期 限	参加資格審査
令和8年 7月中旬 ～8月上旬	提 案 書 等 提 出 期 限	提案書の審査開始
令和8年 8月中旬 ～8月下旬	審 査 委 員 会	プレゼンテーション・ヒアリング
令和8年 9月上旬 ～9月下旬	運 営 協 議 基 本 合 意	運営条件等の協議

6 審査概要

(1) 審査委員会

ア 事業毎に設置し、評価基準や配点は審査委員会毎に定める。

イ 参加資格の有無及び企画提案書(プレゼンテーション・ヒアリング含む)の内容について、総合的に審査する。

(2) 委員構成

事業毎に下記により5名の委員により構成する。なお、契約締結まで個人名の公表はしない。

- ・学識経験者 1～2名
- ・水道使用者 1～2名
- ・市関係者 1～2名

(3) 審査内容及び配点

各々の業務実施(募集)要領において公表する。